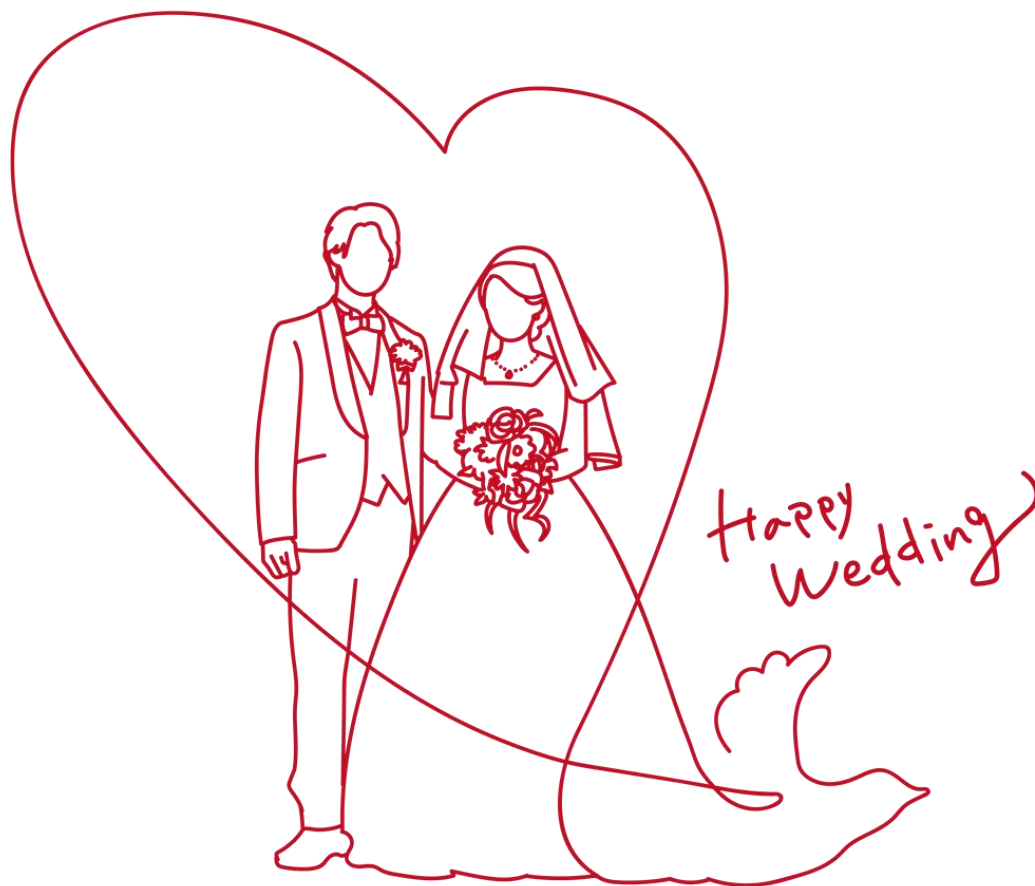


最大 **30** 万円 対象 **39** 歳未満



平群町 結婚新生活支援 のご案内

平群町は新たにスタートするお二人の生活を応援しています。
新生活は平群町から始めてください。

※予算が無くなり次第、申請受付を終了します。

♡対象世帯♡

次に掲げる項目の全てに該当する世帯が対象となります。

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯
- ②婚姻時において、夫婦の双方が39歳以下の世帯
- ③申請時において、夫婦の双方の住所が本町の入居対象となる住宅所在地にある世帯
- ④夫婦の前年の合計所得が500万円未満で、町税などの滞納がない世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ⑤申請日から5年以上継続して本町に居住することを誓約する世帯
- ⑥過去に本制度の適用を受けたことがない世帯
- ⑦暴力団員でない世帯
- ⑧本制度のアンケートなどに協力する世帯

♡補助金額♡

住宅取得費（新築工事費・設計費を含む）・住宅賃借費（敷金・礼金などを含む）・引越費（引越業者・運送業者への経費）・リフォーム費用（修繕・増築・改築等）に対し10/10以内

※1世帯あたり**上限30万円**

♡対象となる経費♡

- (1) 婚姻を機に新たに住宅を取得する際に要した費用
※土地代・旧住宅の解体撤去費・設備購入費・光熱費は補助対象外
- (2) 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
- (3) 婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料・敷金・礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）・共益費・仲介手数料
※駐車場代・光熱費・勤務先から住宅手当が支給されている場合の手当額分は補助対象外
- (4) 婚姻に伴う引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用※レンタカーの借用費用・友人等への謝礼等は補助対象外

♡問合せ先♡

平群町 総務部 まち未来推進課

TEL:0745-45-1002

E-mail:machi-mirai@town.heguri.nara.jp

申請書等はHPをご確認ください。

